

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日 作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第 30 条の 11 第 1 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第 30 条の 11 第 2 項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が当該申請に係る運転経歴証明書を交付した山口県公安委員会に対して行われた場合にあっては、 運転免許課申請の場合 ～ 1 日 警察署申請の場合 ～ 1 4 日
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課又は、警察署の窓口に出提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：